

令和1年(木)第■号  
会社法違反事件

## 過料決定

商 号 株式会社■

住 所 ■

被 審 人 ■

## 主 文

被審人を過料金3万円に処する。

本件手続費用は、被審人の負担とする。

## 理 由

被審人は、上記会社の代表取締役に在任中、平成29年8月31日から2週間内にするべき役員重任の登記を令和1年10月30日まで怠った。

## 適 条

会社法976条、非訟事件手続法120条、122条

令和2年2月4日

横浜地方裁判所相模原支部

裁 判 官 渡 邊 弘



これは謄本である

令和2年2月5日

横浜地方裁判所相模原支部

裁判所書記官 生原美和



## \*必ずお読みください（裏面もあります）

### 注 意 書（株式会社用）

#### 第1 過料決定について

あなたは、同封の過料決定謄本記載の理由によって過料に処せられました。

- 1 株式会社では、原則として、取締役と会計参与については2年（委員会設置会社では1年。ただし、委員会設置会社を除く非公開会社では定款で10年まで伸長可能）ごとに、監査役については4年（ただし、非公開会社では定款で10年まで伸長可能）ごとに、会計監査人については1年ごとに改選し、それぞれの登記をしなければなりません。以上のこととは、重任の場合でも、休業中の場合でも同様です（会社法332条、334条、336条、338条）。
- 2 会社法911条3項の登記事項（支店については、商号、本店所在場所、支店所在場所）に変更を生じた場合には、2週間以内（ただし、支店における登記は3週間以内）にその変更登記手続をしなければなりません（会社法915条、932条）。
- 3 この過料の裁判は、上記の選任手続又は登記手続を怠ったとして、法務局から裁判所に対し通知がされたことにより審理が開始され、裁判所が登記事項証明書等の資料に基づき違反事実を認定し、過料金額（法定の上限額は株式会社の場合には100万円）を決定したものです。

#### 第2 過料金の納付方法

- 1 この裁判が確定すると、あなたは過料決定の主文に記載の過料金を納付しなければなりません。

##### 2 過料金の納付方法

過料決定日から約1か月半から2か月後に、横浜地方検察庁相模原支部から納付告知書が送付されます。その納付告知書の指示にしたがって、過料金を横浜地方検察庁相模原支部に納付してください。

#### 第3 不服申立てについて

- 1 この裁判は、あなたの言い分を聽かずにしていますが、記載されている内容が事実と違っている場合や、登記等の手続が遅れたことについて特別の理由がある場合、その他不服がある場合には、この過料決定謄本を受け取った日から1週間以内に限り「異議の申立て」をすることができます。
- 2 異議の申立てをする場合には、次のものを当裁判所に提出してください

（裁判所の住所は封筒に記載されています）。改めて裁判をします。1週間以内に異議の申立てがなければ、この裁判は確定して、不服の申立てはできなくなります。

- (1) 異議申立書（A4版の用紙に事件番号、住所、氏名、押印、日中連絡の取れる電話番号（携帯電話可）、具体的な異議の理由を記載してください。）
- (2) 異議申立ての裏付けとなる証拠書類

本件に関するお問い合わせは、その内容に応じて下記の担当部署までご連絡ください。

○過料決定に関するお問い合わせ

電話 042-716-3187

（横浜地方裁判所相模原支部民事 商事過料係）

○過料金の納付に関するお問い合わせ

電話 042-752-4602

（横浜地方検察庁相模原支部 徴収係）

[REDACTED]  
[REDACTED]  
殿

横浜地方裁判所相模原支部民事部商事過料係